

CHICシェアサロン利用規約

有限会社シック美容室 以下「当社」は、当社の運営するシェアサロンの利用者を（ブラス会員、マンスリー会員）「利用者」という。当社シェアサロンを利用させることに關し、以下のとおり「シェアサロン利用規約」以下「本規約」を定めるものとする。

第1条（利用規約とその変更）

1. 本規約は、当社の運営するシェアサロンの利用に関する条件を当社と利用者との間で定めるものである。本規約の規定は、当社と利用者との間の個別の利用契約の内容となる。
2. 当社は、いつでも、任意の理由で本規約を変更することができるものとする。この場合、当社は、当社のウェブサイトに掲載する方法その他当社所定の方法により、変更適用日及び変更後の内容を公表する。
3. 利用者が変更適用日後に当社の運営するシェアサロンを利用した場合、変更後の本規約の全ての規定に合意したものとみなされるものとする。

第2条（申込み）

1. 利用者 以下「申込者」は、本規約の内容を承認した上で、当社のシェアサロンの利用者が所定の事項を記載又は記入した申込書を提出し当社に対し、本サロンの利用者となることを申し込むものとする。
2. 申込者は、本申込みにあたり、真実、正確かつ最新の情報を申込書に記載するものとする。
3. 当社は、以下の項目に該当するか又はそのおそれがあると認めた場合、申込者に対して理由を通知することなく、本申込みを承諾しないことがある。
 - ① 申込書に虚偽の記載、誤記、記載漏れがある場合、または本申込みに不適當である場合。
 - ② 申込者が未成年者、成年被後見人、被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人は補助人の同意等を得ていない場合。
 - ③ 申込者が美容師免許に必要な許認可等を有していない場合又は業務停止その他の行政処分を受けている場合。
 - ④ 本申込みの不適切又は不正な目的のおそれがあると当社が判断した場合。
 - ⑤ 申込者が暴力団員等、反社会的な行為を行い又はそれらのおそれがあると当社が判断する場合。
 - ⑥ その他、本申込み人を当社が適當でないと判断する場合。
4. 申込者から当社所定の書類（美容師免許証、本人確認書類等）の提出を受けたときは、申込者に対しサロンの利用事項についての説明を行い申込者が説明した事項を了承した場合には、本申込みを承諾するものとして「利用者」として取り扱われる。

第3条 (利用権の付与)

1. 本規約の定めに従い、本サロンを利用できる権利以下「シェアサロン利用権」を許諾し、利用者は本規約の定めに従い、本サロンを利用する。
2. 当社及び利用者は、本規約に基づくシェアサロン利用権の許諾が、本サロンの賃借権、その他の設定に当たらないことを確認するものとする。
3. 利用者は第三者に対し、シェアサロン利用権を貸与し、又は再許諾することはできないものとする。

第4条 (ブース会員対価の支払い)

1. 利用者は、本サロンの利用を予約した場合、平日・土日祝日の別に応じて、サロンの利用時間は以下に定める単価を乗じた対価（税別）を支払うものとする。なお「本サロンの利用時間」とは、
 - ①本サロンの利用予約時の利用予定時間、
 - ②本サロンの利用時間は30分単位で計算するものとする。
利用時間のスタート受はお客様のお荷物をお預かりした時点から終了はお客様にお荷物お渡しした時点です。
 - ③作業終了時ではありません。

記

平日利用	土日祝日利用
750円 / 30分	1200円 / 30分

3. 利用者は、本サロンに備え付けられた美容商材 以下「商材」を利用する場合、前項に定める対価とは別に、顧客1名に対する1回の施術につき、サロン商材ごとに以下に定める料金（税別）を支払うものとする。

記

カラー	ダブルカラー	パーマ	ストレートパーマ デジタルパーマ
1500円	3000円	1000円	1500円

第5条 (サロンの利用予約)

1. サロンを利用しようとする場合には、当社所定の「予約管理システム」へアクセス。必要事項（利用日時、座席、氏名、メールアドレス、電話番号等）を入力、その他の方法により、サロンの利用を申し込むことができる。
2. 予約管理システムを通じた所定の事項の表示その他の方法により、利用者に対し、予約

可否を通知する。尚、利用者に対して予約不承認の理由を通知することを要しないものとする。また利用者はサロンを利用しようとする日時にその承認が認められない可能性があることをあらかじめ承知しておく。

3. 利用者は、理由の如何を問わず、利用当日のサロンのキャンセルに対して、サロンを利用しなかったときも当社に対しキャンセル料を支払う義務を負うことを確認するものとする。
4. 当社は、利用者が本サロンを利用できる日、時間帯その他の事項を制限することが出来る。また、利用者がサロンの利用を申し込める期間その他の事項を制限することが出来る。

第6条（美容サービスの提供）

1. 当社及び利用者との間に雇用関係、その他これに類似する関係が存在しない、利用者は独立の事業者として、自己の名義及び計算で、サロンで顧客に対する美容サービスの提供を行うことを確認する。
2. 利用者はサロンで顧客に美容サービスの提供を行う際は、美容師としての専門的判断に従い、プロとしての技術的水準はもとより、顧客に美容サービスの提供を行う際には、必要に応じて各種美容技術の履歴のみに配慮し伴うトラブルの有無等を確認し、また、頭皮等や体調への悪影響が生じる可能性など説明を尽くし、顧客の希望どおりのデザインにならない可能性も伝え顧客との間でトラブル等が生じないように留意する。
3. 利用者は、本サロンの評判等を棄損等するような美容サービスの提供を顧客に行ってはならないものとする。

第7条（設備、器材、備品等の利用）

本サロンで顧客に美容サービスの提供を行う場合、本サロンに備え付けられた当社所定の設備、機器及び備品を自己の責任において使用することができる。なお、利用者が、自己の備品及び商材を自らの責任と費用において本サロンに持ち込み、自らの顧客に対する美容サービスの提供に用いることが出来る。

第8条（サロンの利用上の注意事項）

1. 利用者は、サロンを顧客に対する美容サービスの提供のために利用するものとし、それ以外の目的で本サロンを利用しない。
 - ①利用者はサロンに備え付けられた設備、機器及び備品（サロン商材を含む）または予約管理システムその他、当社が利用しているシステム、当社の定める規則・注意事項等を遵守し、当社又はサロンの関わる管理者からの管理上の指示がある場合は従うものとする。
2. 利用者は、管理者の注意を受入てサロンを利用するものとし、サロン内の清潔を維持

し、設備、什器、備品等を毀損しないものとする。

3. 利用者は、本サロンで顧客に美容サービスを提供した後、当該美容サービスの提供のため使用したサロン内の設備、什器、備品等の清掃、整理、整頓等を実施するものとする。
4. 利用者は、顧客に対する美容サービスの提供のほか、美容サービスの提供のための準備、前項に定める当該清掃、整理、整頓等その他サロンの利用に関連してサロン内で実施する一切の事項を、予約した本サロンの利用時間内に実施するものとし、第4条に定める対価の算定にあたっては、これらに要した時間も、実際の「本サロンの利用時間」に含まれるものとする。
5. 利用者は、美容師免許などの許認可等を維持するものとし、免許の取消し、業務停止その他の処分等により美容サービスの提供を行うことができなくなった場合は、直ちに当社へ通知するとともに、本サロンの利用を行わないものとする。
6. 前項に定めるもののほか、次のいずれかに該当する行為に該当するおそれのある行為を行ってはならないものとする。
 - ①当社のシステムに虚偽の情報を入力等する行為
 - ②当社の利用に関する利用権を第三者に対して譲渡、転貸、担保提供その他の承継する行為。
 - ③サロンの運営を妨害し、又は第三者による本サロンの利用を妨害する行為。
 - ④本規約又は公序良俗に違反する行為。

第9条（顧客情報の取扱い）

1. 当社はサロンの予約管理、その他サロンの利用のために必要な顧客に関する個人情報の取扱は基本的に求めない。
2. 利用者は、不慮の事態で当社が要請した場合、サロンで美容サービスの提供を行う顧客が不慮の事態に遭遇した場合、当該顧客に関する情報を当社に提供することについて、同意を得るものとする。

第10条（決済）

1. 利用者は、本申込みに際して、又は本申込みが承諾された後、当社所定の方法でクレジットカードその他当社所定の決済情報を登録するものとする。
2. 利用者は、第4条に定める対価を、クレジットカードその他当社所定の決済手段により、当社所定の時期に支払うものとする。

第11条（免責）

1. 当社は、本規約に違反して利用者に損害を与えた場合、故意又は重過失のある場合に限って、利用者に直接かつ現実に生じた通常の損害につき賠償する責任を負うものとし及び利用者の逸失利益については、一切責任を負わないものとする。
当社が責任を負う損害賠償額は、当該責任が生じた時点を基準として直近1年間に

シェアサロン利用権の対価として利用者から受領した合計額を限度とする。

2. 利用者は、当社利用システムその他の第三者が提供するサービス、システムの利用に関し、当社が責任を負わないことを確認する。

第12条（有効期間）

1. 本規約の有効期間は、1年間とする。
2. 前項にかかわらず、本規約の有効期間が到来する1か月前までに利用者及び当社が意思表示を行わない限り、本規約は自動的に同一条件で1年間更新される。

第13条（解除等）

- ① 利用者が法令違反又は本規約に重大な違反行為があった場合
- ② 規定に違反し、当社から書面による催告を受けたにもかかわらず、その期間内に違反を是正しない場合。
- ③ 美容師免許その他美容サービスの提供に必要な許認可等の取消し、業務に関わる処分を受けた場合。
- ④ 本サロンに予約し頻繁に理由ない予約キャンセルを繰り返す行為で利用者と当社との間の信頼関係が破壊された場合。
- ⑤ サロンが美容所として利用することが著しく困難となった場合。
- ⑥ 利用者が破産、民事再生手続開始その他これらに類する倒産手続開始の申立てを受け自ら申立てを行った場合。

第14条（解約申立）

- ① 当社による規約の重大な違反行為があった場合。
- ② 当社サロンが美容所として利用することが不可能ないし著しく困難となった場合。
- ③ 当社が支払停止若しくは支払不能の状態に陥った場合。
- ④ 当社が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 当社の資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、当社において本規約に基づく債務の履行が困難となるおそれがあると認められた場合。

第15条（中途解約）

本規約の有効期間中内でも、1か月以上前に相手方に書面により通知することにより、いつでも本規約を解除することができる。

第16条（自己責任）

利用者は、自己の責任の下で本サロンを利用するものとし、本サロンの利用に伴い、第三者との間で損害賠償請求等の請求、異議、クレームその他の紛争が生じた場合、自己の責任と費用をもって解決するものとする。

第17条（コース変更）

マンスリー会員からブース会員への変更、ステップアップは利用者が、各自正当な権限に基づき、書面による署名又は記名捺印後に変更することができる。

第18条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社及び利用者は、暴力団、暴力団員に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (4) 経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 当社及び利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- 3 当社及び利用者は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合、何らの通知又は催告を要しないで、直ちに本規約を解除することができるものとし、当該解除により相手方に生じた損害について、一切の義務及び責任を負わないものとする。

第19条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約に関する準拠法は、日本国の法令とする。
2. 当社及び利用者は、本規約に起因又は関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることを合意するものとする。

以上